

防衛省設置法の一部を改正する法律案の概要(令和2年度予算関連法案)

1 改正の内容

- 宇宙・サイバー領域における優位性の獲得に必要な部隊の新編・拡充をはじめとする防衛省・自衛隊の体制の整備のため、自衛官の定数を変更

【防衛省設置法第6条】

	現行の規定	改正案	増減
陸上自衛隊	150,777	150,695	▲82
海上自衛隊	45,356	45,329	▲27
航空自衛隊	46,923	46,943	20
共同の部隊	1,350	1,418	68
統合幕僚監部	376	382	6
情報本部	1,918	1,932	14
内部部局	48	49	1
防衛装備庁	406	406	0
合計	247,154	247,154	0

《体制整備の内容》

【宇宙領域に係る体制強化】

宇宙空間の安定的な利用の確保のため、スペースデブリ等宇宙空間の常続的監視を行うほか、JAXA、米国等と連携する宇宙領域専門部隊を航空自衛隊に新編(約20名体制/府中基地)

【サイバー領域に係る体制強化】

我が国への攻撃に際して当該攻撃に用いられる相手方によるサイバー空間の利用を妨げる能力の強化を含むサイバー防衛能力の強化のため、中核部隊たるサイバー防衛隊を拡充(約70名を増員し、約290名体制へ/共同の部隊・市ヶ谷地区)

【警戒監視体制の強化】

令和3年度からの滞空型無人機(グローバルホーク)の運用開始に向けた諸準備を行う部隊を航空自衛隊に新編(約70名体制/三沢基地)

【中央機関の体制強化】

上記体制強化に伴うものなど多次元統合防衛力の実効性確保のため、内部部局・統合幕僚監部・情報本部の体制を強化

2 施行期日

令和3年3月31日までの間において政令で定める日